

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【規則】 ○ 岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（県例規集登載） 【告示】 ○ 岡山県特定調達契約苦情検討委員会設置要綱の一部改正（県例規集登載） ○ 特定調達に関する苦情の処理手続要領の一部改正 ○ 特定調達に関する苦情の処理手続要領細則の一部改正
		担当課（室）	会計課
		目次	
		担当課（室）	

平成31年1月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第一号

岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年一月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則
岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岡山県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第二号から第五号」を「第二条第三号から第六号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年二月一日から施行する。

平成31年1月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第三十二号

岡山県特定調達契約苦情検討委員会設置要綱（平成八年岡山県告示第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第一条中「岡山県の機関」を「県の機関及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七条の規定により県が単独で設立する地方独立行政法人」に、「その他の」を「、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の」に改める。

第八条を第九条とし、第四条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

（身分保障）

第四条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

附 則

この告示は、平成三十一年二月一日から施行する。

平成31年1月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第三十三号

特定調達に関する苦情の処理手続要領（平成八年岡山県告示第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第一中「委員会」を「委員会」に、「機関」を「機関及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七条の規定により県が単独で設立する地方独立行政法人」に、「その他の」を「、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の」に改める。

第十一中「第三条第一項に規定する」を「（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項の」に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年二月一日から施行する。

平成31年1月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第三十四号

特定調達に関する苦情の処理手続要領細則（平成十一年岡山県告示第四百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

3の(5)中「含む。」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七条の規定により県が単独で設立する地方独立行政法人」を加え、3の(6)を次のように改める。

(6) 調達機関の長の定義

イ 県の機関においては、知事とする。ただし、知事が支出負担行為に係る事務の権限を委任している場合には、当該委任を受けた者を調達機関の長とみなす。

ロ 地方独立行政法人においては、理事長とする。

附 則

この告示は、平成三十一年二月一日から施行する。